

発議案第28号

秘密保護法の施行をやめ、廃止するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月11日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	印
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子	印
	同	原 弘志	印
	同	橋本 淳	印
	同	皆川 知子	印
	同	松崎 寛文	印

提案理由

国に対し、秘密保護法の施行をやめ、廃止するよう求める。

これが、本案を提出する理由である。

秘密保護法の施行をやめ、廃止するよう求める意見書

昨年12月6日、秘密保護法は「国民の目・耳・口を塞ぐもの」と国民の批判にもかかわらず、安倍内閣が世論を無視し強行採決を行った。しかし、成立した後も政府の強引な手法と法律そのものの危険性から、「どこまで暴走を続けるのか」「情報を隠して何をするつもりか」などの不安の声とともに、民主主義の根幹である「国民の知る権利」「言論・表現の自由」を脅かすものとして、秘密保護法の廃止を求める世論が急速に広がっている。

ところが、政府は秘密保護法の政令や運用基準の案を発表し、今年の秋には正式に閣議決定を行った上で、年内にも秘密保護法を施行しようとしている。

昨年12月に発足した国家安全保障会議（日本版NSC）は、首相を中心に外交・安全保障政策の司令塔として各省庁の情報を集中させ、アメリカと軍事戦略・情報を共有する「戦争遂行のシステム」と言われているが、憲法上の制約を踏みにじって集団的自衛権行使容認を強行したことと合わせれば、日本を「戦争する国」にしようとする危険な動きと一体のものと言わざるを得ない。

説明にならない説明を繰り返し、国民の疑問には「特定機密」と「重罪」を盾に黙らせることにもなりかねない秘密保護法は認めることはできない。

よって、本市議会は国に対し、「国民の目・耳・口を塞ぐ」秘密保護法の施行をやめ、廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣官房長官様